

令和 8 年  
第 3 回 定 例 会

# 市 政 報 告

(附 提 案 説 明)

尾 鷲 市

## （登壇）

### （はじめに）

令和８年第３回定例会の開会にあたり、議案についての説明に先立ちまして、当面する諸課題の現況説明及び市政の要点を申し述べ、市民並びに議員の皆さまの深いご理解とご協力をお願い申し上げます。

### （防災対策）

先ず、防災対策についてであります。

本市において発生が危惧される南海トラフ地震に伴う巨大津波への備えの１つとして、津波浸水域外までの避難に時間を要する中井町地区と矢浜地区で津波避難施設設置工事に入り、本年度中の完成を目指し、鋭意進めているところであります。

この津波避難施設は、避難に時間を要する方などの緊急的な一時避難場所として、速やかな垂直避難が可能となるため、減災効果としては、非常に有効であると確信しております。

今後も、施設などのハード面だけでなく、防災意識の醸成を図る取り組みなど、ソフト面との両面で、安全で安心なまちづくりをより一層推進してまいります。

### （ふれあいバス無料化事業）

次に、ふれあいバス無料化事業についてであります。

本年１０月１日より、本市に住所を有する６５歳以上の方、障害者手帳等をお持ちの方及び小学生以下の方を対象とした、ふれあいバスの運賃無料化をスタートいたします。

８月１日より受付を開始し、現在、６００人を超える市民の皆さまからの申請があり、順次、無料パスを郵送させていただいているところであります。

引き続き、市役所本庁、各地区センター、各コミュニティーセンター及び、ふれあいバス車内において申請を受け付けておりますの

で、市内在住の65歳以上の方で、ふれあいバスをご利用される方は、申請手続きをしていただきますよう、お願いいたします。

### （緊急銃猟の実施）

次に、緊急銃猟の実施についてであります。

去る7月20日早朝に、猟友会員が仕掛けた「くくり罠」に、ツキノワグマが錯誤捕獲されたと報告があり、市と関係機関で対策を協議した結果、ツキノワグマが罠から逃れ住宅地に逃走し、人の生命に危険を及ぼす可能性があることから、緊急に危害を防止する必要があると判断し、緊急銃猟制度による駆除を実施いたしました。

緊急銃猟の実施につきましては、令和7年9月の「鳥獣保護管理法」の改正による制度開始後、県内では初めての取り組みとなったものであります。

三重県猟友会尾鷲支部の皆さまや、関係機関のご協力のもと、市民の皆さまに危害が及ぶことなく、無事、駆除できたことに安堵しております。

しかし、8月に入ってからツキノワグマの出没が各所で見られ、8月24日・25日にも同様のケースが発生し、駆除いたしました。

本市では、今後、こうしたケースに備え、市役所全庁が一丸となって、適切かつ速やかに対処ができるよう、各課の役割や、関係機関との連携のあり方を明記した、尾鷲市版の「緊急銃猟マニュアル」を策定し、市民の生命、安全な暮らしの確保を最優先とし、被害防止に向けた対策を実施してまいります。

### （商工観光事業推進課関係イベント）

次に、商工観光事業の推進に関するイベントについてであります。

8月1日に開催いたしました「第73回おわせ港まつり」は、当日の好天にも恵まれ、同時開催の「イタダキ市」や、夕刻からの「おわせ港<sup>みなとよいち</sup>夜市」、来場者参加型の「尾鷲節踊り」や多彩な「ステージイベント」により、大変な賑わいを見せました。

そして、祭りのクライマックスを飾る海上大花火では、大迫力の

爆音とともに満天の夜空に大輪の花が咲き誇り、会場全体が一体となって、ご来場いただいた皆さまに心からお楽しみいただけたものと感じております。

全国各地で花火大会の中止が相次ぐなか、本大会を無事に開催できましたことは、ひとえに市民の皆さま、市内外の企業・事業者の皆さまからの温かいご協賛、そして「おわせ港まつり実行委員会」をはじめとする多くの関係者の皆さまのご尽力とご協力の賜物であります。

改めて、皆さまに深く敬意を表しますとともに、この場をお借りし、心より感謝申し上げます。

### **（商品券事業）**

次に、商品券事業についてであります。

物価高騰の影響を受けている市民の皆さまの生活を応援するとともに、市内の消費の拡大を促し、地域経済の活性化を図るため、地域振興券及びプレミアム付商品券の、2本立ての事業を実施しております。

このうち、プレミアム付商品券につきましては、7月31日の販売期間終了までに、多くの皆さまにご購入いただき、発行総数24,000冊に対し販売冊数20,840冊、販売率として86.83%という結果となりました。

### **（ふるさと納税事業）**

次に、ふるさと納税事業についてであります。

本事業につきましては、「ご寄附をいただいた皆さまの納得感や達成感が本市への信頼や共感を生む」ことを旗じるしに、返礼品の魅力、きめ細やかな対応、寄附金の使い道の丁寧な報告など、皆さまから継続的にご支援を得る取り組みを推進しております。

その結果、令和7年度におきましては、過去最高となる50,945人もの皆さまから、総額7億1,021万5千円のご寄附をいただくことができました。

寄附額が増額した要因は沢山ありますが、なかでも事業者の皆さまが、様々な返礼品の新規開発や地場製品のブラッシュアップ、そして、丁寧なアプローチなど、ご協力をいただいたことで、本市の魅力がご寄付をいただいた皆さまに深く伝わったものであると確信しております。

また、ふるさと納税は、関係・交流人口を拡大し、地域の未来をより良いものに変えることができる制度だと私は考えております。

特に、先月開催した「尾鷲市ふるさと納税感謝企画 港まつりへ行こう」では、3千人を超える皆さまからご応募をいただき、748人の方々をご招待し、迫力ある花火の観覧をしていただくとともに、尾鷲の魅力を更に知っていただきました。

このような取り組みを通じて、ふるさと納税事業を更に成長させていくとともに、関係人口の創出を力強く推進してまいります。

#### （国市浜公園野球場の供用開始）

次に、国市浜公園野球場の供用開始についてであります。

7月19日、国市浜公園野球場落成式を挙行し、ご来賓を含め、総勢約500人の方々にご来場いただき、新球場をお披露目することができました。

あらためてこの場をお借りし、心からお礼申し上げます。

また、中部電力様に整備をしていただいた南門橋が完成し、その利用も可能となり、8月9日には、本市の未来を担う地元小中学生らによる落成記念試合を実施いたしました。

当日は、選手や関係者、ご観覧の方々を含め、約200人にご来場いただきました。

なかでも、真新しい人口芝の野球場で、初めて試合に参加した子どもたちにとって、一生の思い出として心に残る素晴らしい記念試合になったものと思っております。

球場の一般供用につきましては、翌10日から開始し、現在、尾鷲野球少年団をはじめ、市内外の多くの団体から、利用の予約や問

い合わせをいただいております、予想以上にご好評を得ております。

今後も、駐車場や遊歩道などの周辺整備を引き続き進め、市内外へのPRや情報発信を積極的に行ない、集客交流の促進を図ってまいります。

### （体育文化会館及び中央公民館の耐震・長寿命化整備の進捗）

次に、体育文化会館及び中央公民館の耐震・長寿命化整備の進捗についてであります。

現在、当整備工事は、7月13日に体育文化会館前駐車場を閉鎖し、8月3日から会館内の撤去作業を皮切りに工事が進められており、令和9年9月30日の完成に向け、鋭意取り組んでまいります。

完成のあかつきには、子どもから高齢者まで、あらゆる世代にとっての居場所や交流の場となり、本市の生涯学習活動の拠点となることを目指してまいります。

### （尾鷲総合病院）

次に、尾鷲総合病院についてであります。

尾鷲総合病院の経営状況につきましては、厳しさが増すなかで、救急医療をはじめ地域の医療の中心的な役割を担い、市民の皆様の命と健康を支える診療体制を維持しております。

このようななか、6月に改定された診療報酬につきましては、物価高騰対応による入院料や病院群ごとの機能評価係数の加算により、増加方向で見直しをされましたが、それだけでは当院をはじめとする地方の急性期を扱う中小の病院経営が改善するまでには至っておりません。

そのため、当院では、新規の施設基準の取得など、医事課を中心に病院一丸となって収入確保に向けて取り組んでいるところであります。

一方、医師確保につきましては、三重大学医学部等のご協力により、診療体制の維持ができておりますが、看護職員等の不足につき

ましては、深刻な課題が以前としてあり、他病院からの派遣や奨学資金等の見直しなど、経営改善と医療人材の確保に全力で取り組んでおります。

しかし、これらの取り組みだけでは経営数値の改善にはまだまだ不十分で、更に突っ込んだ経営改革を断行しなければ病院の維持は厳しいと考えており、現在、改革プランを策定し、対応すべく、鋭意取り組んでいるところでございます。

さて、7月の暑いさなかに透析センターの空調機が故障し、患者の皆さまに多大なご迷惑をおかけしましたこと、大変申し訳なく思っております。

緊急的な措置により、なんとか暑さを乗り越えていただきましたが、現在、早急に更新作業を進めており、今後、このようなことがないように努めてまいります。

改めまして、この場をお借りしてお詫び申し上げます。

#### （財政状況について）

次に、本市の財政状況についてであります。

令和7年度決算においては、歳入では、市税収入が定額減税措置期間終了の影響等により前年度比3,782万円の増加となった一方、同措置の補填となっていた地方特例交付金が、5,940万1千円の減額となりました。

また、地方交付税については、普通交付税の算定増及び国の補正予算に基づく追加交付により2億7,705万円増加したことに加え、ふるさと応援寄附金が1億4,866万4千円増加の7億1,021万5千円と、過去最高額を大きく更新し、多くの皆さまから本市に対する温かいご支援をいただくことができました。

一方、歳出では、人事院勧告に伴う人件費の増加や物価高騰等の影響も相まって、一般財源負担が年々増加している状況であります。

このようなことから、令和7年度末の財政調整基金残高については、前年度比2,702万3千円減少の25億5,208万1千円

となりましたが、基金総額としては４２億３，１２４万７千円で、  
９，７７６万６千円の増加となっており、今後の事業推進や健全な  
財政運営を継続していくための一定の基金残高は維持・確保できて  
いるものと考えております。

なお、今後、公債費及び地方債残高は、借入額の増加に伴い一時的  
に増加する見込みではありますが、国県補助金や有利な地方債の  
確保になお一層力を注ぎ、一般財源の負担をできる限り抑えてまい  
る所存であります。

また、後ほど報告いたしますが、地方公共団体の財政状態を示す  
指標である健全化判断比率においては、将来どれだけの財政負担を  
残しているかを示す将来負担比率は、昨年度と同様マイナスを保っ  
ており、実質公債費比率も前年度から改善しております。

しかし、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、人件費の増加  
や物価高騰の影響を受け、前年度の９７．２％から９７．６％へと  
悪化しており、依然として財政構造の弾力性に乏しい状況に変わり  
はありません。

今後の財政運営にあたっては、このような財政状況をしっかりと  
認識した上で、歳入の確保と歳出の更なる効率化を図り、持続可能  
な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

## （提案説明）

続きまして、今回提案しております議案等について説明いたします。

議案書の表紙の次のページをご覧ください。

このページは提出議案の目次となっております。

本定例会の提出案件は、議案第４３号から報告第１２号までの１７件でございます。

議案の内訳といたしましては、条例の一部改正議案が４件、補正予算及び決算関係の議案が９件、その他の議案が１件の合計１４議案及び報告が３件であります。

それでは、各議案等について説明いたします。

議案書の１ページをご覧ください。

議案第４３号「尾鷲市職員退職手当条例の一部改正について」につきましては、一般社団法人全国銀行協会の電子化推進に伴い、本市の指定金融機関が本年１０月１日から紙の小切手取り扱いを停止することから、条例の一部を改正するものであります。

次に、３ページの議案第４４号「尾鷲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」につきましては、児童福祉法等の改正に伴い、国が定めた家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を参酌し、満３歳以上限定小規模保育事業の創設、保育基準の改正への対応、並びに児童対象性暴力防止措置の新規規定に対応するため、所要の改正を行う必要があることから、条例の一部を改正するものであります。

次に、７ページの議案第４５号「尾鷲市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」につきましては、児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行に伴い、国が定めた乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を参酌し、児童対象性暴力等の防止及び児童保護に関する規定を整備する必要があることから、条例の一部を改正するものであ

ります。

次に、９ページの議案第４６号「尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」につきましては、児童福祉法等の改正に伴い、国が定めた特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を参酌し、満３歳以上限定小規模保育事業の創設等に対応するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、１７ページの議案第４７号「令和８年度尾鷲市一般会計補正予算（第５号）の議決について」から、２０ページの議案第５０号「令和８年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第１号）の議決について」までの４議案について、一括して説明いたします。

お手元に配付の尾鷲市一般会計補正予算（第５号）主要事項説明の１ページをご覧ください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で３億８，４２２万８千円、国民健康保険事業会計で２，１９６万６千円、後期高齢者医療事業会計で１，１６５万３千円をそれぞれ増額、病院事業会計では歳入で５，５６６万４千円、歳出で４，８２５万３千円をそれぞれ増額し、これにより各会計を含めた予算総額を２１７億９，３９１万５千円とするものであります。

それでは、一般会計から説明いたします。

２ページをご覧ください。

歳入の主なものについて説明いたします。

８款、環境性能割交付金６９９万９千円の減額は、自動車税環境性能割の廃止に伴うものであります。

９款、地方特例交付金８７２万７千円の増額は、先ほどの自動車税環境性能割の廃止に伴う補填及び交付額の確定によるものであります。

１０款、地方交付税１９４万４千円の減額は、普通交付税の交付額確定によるものであります。

14款、国庫支出金4,334万5千円の減額は、交付金額の確定等による社会資本整備総合交付金4,180万円、防災・安全交付金211万8千円、道路メンテナンス事業補助金2,168万4千円のそれぞれ減額、及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1,141万7千円、社会保障・税番号制度システム整備費補助金365万2千円の追加等によるものであります。

15款、県支出金272万6千円の増額は、森林環境保全直接支援事業補助金219万9千円の増額、及び尾鷲シティープロモーション事業実施に伴う地域活性化支援事業補助金100万円の追加が主なものであります。

16款、財産収入の1万円の増額は、農林関係土地貸付料であります。

17款、寄附金1,030万円の増額は、おわせSEAモデル構想推進事業に対する地方創生応援寄附金の追加であります。

18款、繰入金1,081万8千円の減額は、公共施設等基金繰入金3,010万6千円の減額、及び国市浜公園整備等基金繰入金1,050万円の増額、また前年度精算金として、国民健康保険事業会計から266万4千円、後期高齢者医療事業会計から412万4千円をそれぞれ繰り入れることによるものであります。

19款、繰越金3億8,370万3千円の増額は、令和7年度決算に伴う繰越金であります。

20款、諸収入616万8千円の増額は、立木伐採補償料であります。

21款、市債3,570万円の増額は、納税通知書電子化事業債560万円の追加のほか、過疎債配分額の決定等に伴い、予防接種事業債を250万円、東紀州広域ごみ処理施設整備事業債を1億円それぞれ増額するほか、多目的スポーツフィールド整備事業債4,870万円などを減額するものであります。

次に、歳出であります。

3 ページをご覧ください。

各款別の補正額は、一覧表に記載のとおりであります。

このうち、主なものについて、次のページで説明いたします。

4 ページをご覧ください。

総務費の財産管理費は、基金積立金として、今回の補正に伴う財政調整基金積立金 2 億 5, 6 9 6 万 7 千円、減債基金積立金 5, 9 2 1 万 6 千円のほか、前年度の基金充当事業の精算に伴うそれぞれの基金への積み戻し、及び地方創生拠点整備等基金積立金 1, 0 3 0 万円、ゼロカーボンシティ推進基金積立金 2, 6 2 7 万 9 千円は、いただいたご寄附等をそれぞれ積み立てるものであります。

また、防災費は、防犯カメラ設置業務委託料 1 7 3 万 8 千円の追加であります。

民生費は、各事業における前年度精算金のほか、児童福祉総務費では、対象者増加によりファミリーサポートセンター事業を 1 3 9 万 5 千円増額するものであります。

衛生費は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した重油高騰及び寝具賃借の増額分に係る病院事業会計負担金 1, 0 2 6 万 4 千円の増額であります。

5 ページをご覧ください。

農林水産業費の林業振興費では、緊急銃猟に係る報償費 3 5 万 2 千円、及び生活圏と生息域を明確に区別する熊の緩衝帯整備業務委託料 4 1 万円の追加、管理費で、企業版ふるさと納税獲得手数料 2 0 0 万円の追加、漁港建設費では、県単漁港改良事業費補助金の不交付に伴い工事請負費を 4 2 5 万円減額するものであります。

商工費は、商工振興費で、伊勢市おかげ横丁にて実施する「尾鷲シティープロモーション事業」の関連事業費として、消耗品費など、合計 2 2 0 万 1 千円を追加するものであります。

土木費は、道路維持費で、事業費精査により 3, 7 4 2 万 7 千円を減額、公園費で中村山公園等の修繕料 7 0 万円を増額するもので

あります。

教育費は、文化財保護費で、三木里松薬剤散布業務委託料 5 5 万円及び三木里松薬剤注入業務委託料 2 6 万 7 千円を追加するものであります。

また、運動場管理費では、多目的スポーツフィールド整備事業に係る本年度執行事業の精査により、工事請負費 8, 0 0 0 万円を減額するものであります。

公債費は、臨時財政対策債の 1 0 年変動利率の上昇等により、市債利子償還金 3 8 7 万 5 千円を増額するものであります。

続きまして、債務負担行為補正について説明いたします。

6 ページをご覧ください。

尾鷲市本庁舎等警備業務委託及び尾鷲市立養護老人ホーム聖光園指定管理料の 2 件の追加で、いずれも来年度以降における事業の円滑な執行を図るため、債務負担行為を設定するものであり、それぞれの期間及び限度額につきましては記載のとおりであります。

7 ページをご覧ください。

国民健康保険事業特別会計は、2, 1 9 6 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 6 億 9, 4 1 8 万 3 千円とするものであります。

歳入は、前年度からの繰越金 2, 1 9 6 万 6 千円の増額であります。

歳出は、基金積立金で、財政調整基金積立金 7 6 4 万 8 千円の増額、諸支出金で、普通交付金及び特別交付金の前年度精算金、一般会計への繰出金など 1, 4 3 1 万 8 千円の増額であります。

8 ページをご覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計は、1, 1 6 5 万 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 7 億 4, 6 1 0 万 4 千円とするものであります。

歳入は、前年度からの繰越金 1, 1 6 5 万 3 千円の増額であります。

す。

歳出は、広域連合負担金 6 8 6 万 9 千円の増額、諸支出金で、子ども・子育て支援事業補助金前年度精算金、一般会計への繰出金など 4 7 8 万 4 千円の増額であります。

9 ページをご覧ください。

病院事業会計であります。

収益的収入及び支出のうち収入は、医業外収益を 2, 1 6 3 万 5 千円の増額とするもので、物価高騰対策支援施設運営経費負担金の増額に伴う一般会計負担金 1, 0 2 6 万 4 千円の増額及び、業務効率化・職場環境改善支援事業補助金の増額により、国県補助金 1, 1 3 7 万 1 千円を増額するものであります。

支出では、医業費用 1, 4 2 1 万 5 千円の増額で、バイタル測定電子カルテ連携機器等を購入するため消耗備品費を増額するものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち収入は、ナースコールシステム購入に伴う付帯設備整備事業債の増額により、企業債を 6 8 0 万円増額及び、業務効率化・職場環境改善支援事業補助金として県補助金 2, 7 2 2 万 9 千円を増額、支出では、建物附属購入費として 3, 4 0 3 万 8 千円を増額するものであります。

次に、債務負担行為補正についてご説明いたします。

1 0 ページをご覧ください。

1 件の追加であります。

これにつきましては、来年度以降における事業の円滑な執行のため、債務負担行為を設定するものであり、事項、期間及び限度額につきましては、表のとおりであります。

以上をもちまして、議案第 4 7 号「令和 8 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 5 号）の議決について」から議案第 5 0 号「令和 8 年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 1 号）の議決について」までの 4 議案の説明とさせていただきます。

次に、議案書に戻りまして、２１ページをご覧ください。

議案第５１号「令和７年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」から、２３ページの議案第５３号「令和７年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの３議案につきましては、いずれも地方自治法第２３３条第３項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであり、後ほど会計管理者から説明いたさせます。

また、２４ページの議案第５４号「令和７年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」と、２５ページの議案第５５号「令和７年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」の２議案につきましては、地方公営企業法第３０条第４項の規定により、監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会の認定に付するものであり、それぞれ病院事務長及び水道部長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

**【降壇】**

## 【登壇】

### （会計管理者）

それでは、議案第５１号「令和７年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」から議案第５３号「令和７年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの計３議案につきまして、「令和７年度尾鷲市一般会計・特別会計歳入歳出決算主要説明書」に基づき、それぞれの決算概要を説明いたします。

１ページをご覧ください。

この表は「一般会計及び特別会計の決算総括表」であります。

各会計別に見ますと、一般会計では歳入歳出とも、予算現額は同額の１４７億８，８８６万１千円に対し、歳入決算額は１３３億８，９０１万３，６４１円、予算現額に対する収入率は９０．５％であります。

歳出決算額は１２９億９，８７３万１，４６２円で、執行率は８７．８％となり、歳入歳出差引残額は、３億９，０２８万２，１７９円であります。

次に、国民健康保険事業特別会計では歳入歳出とも、予算現額は同額の２１億６，５９０万１千円に対し、歳入決算額は２０億５，３９８万６，６４２円、予算現額に対する収入率は９４．８％であります。

歳出決算額は２０億３，２０１万９，３４３円、執行率は９３．８％、歳入歳出差引残額は、２，１９６万７，２９９円であります。

後期高齢者医療事業特別会計は歳入歳出とも、予算現額は同額の７億７，０３４万円に対し、歳入決算額は、７億７，３７０万３，１７０円、予算現額に対する収入率は１００．４％であります。

歳出決算額は７億６，２０４万９，２９１円、執行率は９８．９％、歳入歳出差引残額は、１，１６５万３，８７９円であります。

以上、令和７年度の決算総額は、予算現額１７７億２，５１０万２千円に対し、歳入決算額は、１６２億１，６７０万３，４５３円、予算現額に対する収入率は９１．４％であります。

歳出決算額は１５７億９，２８０万９６円、執行率は８９．０％、歳入歳出差引残額は、４億２，３９０万３，３５７円であります。

次に、２ページをご覧ください。

実質収支額ですが、区分３の歳入歳出差引額から、区分４の翌年度へ繰越すべき財源を差し引いたものが、区分５の実質収支額となります。

一般会計の実質収支額について、翌年度へ繰越すべき財源の繰越明許費繰越額が６５７万８千円でございますので、これを差し引いた３億８，３７０万４，１７９円が実質収支額となり、令和８年度への繰越金となります。

なお、この繰越明許費繰越額６５７万８千円は、６月８日に提出されました、令和８年第２回定例会の「報告第８号」にて報告させていただきました、令和７年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書に記載の翌年度繰越額１３億４，３２６万８千円の財源内訳における既収入特定財源及び一般財源分であります。

特別会計については、翌年度へ繰越すべき財源がありませんので、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計の実質収支額は歳入歳出差引額と同額で、記載のとおりであります。

次に、３、４ページをご覧ください。

それでは、一般会計歳入歳出決算の概要について、歳入款別決算額調により、各款別の主なものを説明いたします。

１款市税は、予算現額１９億３，６１８万２千円に対し、調定額は２０億５，９７３万３，６８５円、収入済額は１９億３，８３９万５，３４１円、一般会計収入済額全体（構成比）の１４．５％を占めております。

前年度との比較は３，７８２万３６２円の増加となっており、その主な要因は個人市民税の増加であります。

不納欠損額は２４７万８６９円、前年度との比較は４５万７，３０２円の減少であります。

収入未済額は１億１，８８６万７，４７５円、前年度との比較は、

2, 795万6, 038円の増加であり、収納率は94.1%であります。

2款地方譲与税の収入済額は1億49万1千円、前年度との比較は308万6千円の増加であります。

3款利子割交付金の収入済額は350万3千円、前年度との比較は261万8千円の増加であります。

4款配当割交付金の収入済額は2, 076万8千円、前年度との比較は1万5千円の増加であります。

5款株式等譲渡所得割交付金の収入済額は3, 264万6千円、前年度との比較は390万2千円の増加であります。

6款法人事業税交付金の収入済額は5, 417万5千円、前年度との比較は469万5千円の増加であります。

7款地方消費税交付金の収入済額は4億5, 424万8千円、前年度との比較は3, 361万4千円の増加であります。

8款環境性能割交付金の収入済額は800万9千円、前年度との比較は58万8千円の減少であります。

次に、5、6ページをご覧ください。

9款地方特例交付金の収入済額は766万1千円、前年度との比較は5, 940万1千円の減少であります。

これは主に定額減税による減収補填のための特例交付金の減少によるものであります。

10款地方交付税の収入済額は46億5, 265万3千円、一般会計収入済額全体の34.7%を占めております。

前年度との比較は2億7, 705万円の増加であります。

11款交通安全対策特別交付金の収入済額は95万2千円、前年度との比較は6万8千円の減少であります。

12款分担金及び負担金の収入済額は5, 973万7, 146円、前年度との比較は5, 848万9, 090円の減少であります。

これは主に市営野球場解体工事負担金の減少によるものであります。

収入未済額は１８６万５００円、これは保育所入所保護者負担金であります。

１３款使用料及び手数料の収入済額は１億５２７万５，２２４円、前年度との比較は２１５万３，５９３円の減少であります。

不納欠損額は３７５万１００円で、住宅使用料及びし尿処理手数料の過年度分であります。

収入未済額は５６０万２，９２０円、主なものは市営住宅使用料が５１４万９，６００円、し尿処理手数料が３１万８，２００円であります。

１４款国庫支出金の収入済額は１４億９，７３７万８１７円、前年度との比較は１億１，８９４万８，５８８円の増加であります。

これは主に教育費国庫補助金の増加によるものであります。

１５款県支出金の収入済額は６億６，３１５万９，０４７円、前年度との比較は６，３３６万９，４８２円の増加であります。

これは主に選挙及び国勢調査による総務費委託金の増加によるものであります。

次に、７、８ページをご覧ください。

１６款財産収入の収入済額は３，７８２万９，７６０円、前年度との比較は１，７２３万５，６１７円の増加であります。

これは主に不動産売払収入の増加によるものであります。

１７款寄附金の収入済額は７億７，１８６万６，７３７円、前年度との比較は２億４，８０５万２，６７９円の減少であります。

これは主に教育費寄附金の減少によるものであります。

１８款繰入金の収入済額は１２億６，２０４万２，４４９円、前年度との比較は２億７，５９２万７７１円の増加であります。

これは主に財政調整基金繰入金の増加によるものであります。

１９款繰越金の収入済額は３億２，８３８万６，５４５円で、前年度との比較は６，４０２万８，３８５円の減少であります。

２０款諸収入の収入済額は３億３，１３４万４，５７５円、前年度との比較は１億２，３４７万７，１４８円の増加であり、これは

主に雑入におけるデジタル基盤改革支援補助金の増加によるものであります。

不納欠損額は2万1千円で、臨時福祉給付金返還金の過年度分であります。

収入未済額は1,563万793円、主なものは、生活保護法による返還金が1,527万1,407円であります。

21款市債の収入済額は10億5,850万円、前年度との比較は5億6,520万円の増加であります。

これは主に衛生債及び教育債の増加によるものであり、主な目別の増減については備考欄のとおりであります。

以上、一般会計の歳入合計は、予算現額147億8,886万1千円に対しまして、調定額135億3,721万7,298円、収入済額は133億8,901万3,641円、前年度との比較は10億9,417万1,221円の増加となり、不納欠損額は624万1,969円、収入未済額は1億4,196万1,688円、収入未済額の主なものは市税であります。

歳入全体の予算に対する収入割合は90.5%、調定に対する収入割合は98.9%であります。

一般会計歳入の款別の決算額につきましては以上であります。

なお、参考に予算現額と収入済額との比較で、各節の増減額50万円以上のものにつきましては、その主な理由を本主要説明書の31ページから36ページにかけて記載しておりますので、後ほどご参照ください。

次に、9、10ページをご覧ください。

一般会計の歳出款別決算額調であります。

歳入同様、主なものについて説明いたします。

1款議会費は、支出済額9,219万7,851円、前年度との比較は985万15円の増加であります。

この主な要因は、議員報酬手当等の増加によるものであります。

執行率は93.9%であります。

2 款総務費は、支出済額 3 3 億 2, 0 6 5 万 4, 6 5 9 円、前年度との比較は 9, 5 2 5 万 1, 5 0 1 円の増加であります。

この主な要因は、総務管理費における一般管理費及び防災費の増加によるものであります。

翌年度繰越額 4 億 7, 0 4 1 万 6 千円は、津波避難タワー整備事業 4 億 6, 8 4 6 万 9 千円、住民記録システム改修事業 1 9 4 万 7 千円であります。

執行率は 8 4. 6 %であります。

3 款民生費は、支出済額 3 5 億 3, 8 1 4 万 6 6 6 円、前年度との比較は 1, 1 7 3 万 4, 3 7 5 円の増加であります。

この主な要因は、社会福祉費における社会福祉総務費及び自立支援給付事業の増加によるものであります。

翌年度繰越額 7 9 3 万 4 千円は、地域介護・福祉空間整備等施設整備事業 7 7 3 万円、物価高対応子育て応援手当支給事業 2 0 万 4 千円であります。

執行率は 9 5. 3 %であります。

4 款衛生費は、支出済額 1 8 億 9, 9 8 1 万 8, 5 1 0 円、前年度との比較は 2 億 1, 5 5 8 万 6, 2 1 3 円の増加であります。

この主な要因は、清掃費における塵芥処理施設費及び病院事業会計負担金の増加によるものであります。

執行率は 9 8. 8 %であります。

次に、1 1、1 2 ページをご覧ください。

5 款農林水産業費は、支出済額 4 億 5, 4 7 8 万 6, 3 7 1 円、前年度との比較は、7, 1 2 6 万 3 1 0 円の増加であります。

この主な要因は、山林事業費の増加によるものであります。

執行率は 9 6. 4 %であります。

6 款商工費は、支出済額 2 億 1, 4 7 6 万 1, 7 4 5 円、前年度との比較は 6, 2 8 7 万 9, 0 4 9 円の増加であります。

この主な要因は、商工費における商工振興費の増加によるものであります。

執行率は 89.7%であります。

7 款土木費は、支出済額 4 億 1,695 万 3,795 円、前年度との比較は 7,195 万 4,361 円の増加であります。

この主な要因は、都市計画費の増加によるものであります。

翌年度繰越額 1,277 万 4 千円は、橋梁長寿命化修繕事業であります。

執行率は 94.6%であります。

8 款消防費は、支出済額 5 億 9,286 万 8,519 円、前年度との比較は 4,378 万 5,999 円の増加であります。

この主な要因は、消防費における常備消防費の増加によるものであります。

執行率は 99.1%であります。

9 款教育費は、支出済額 15 億 3,711 万 7,266 円、前年度との比較は 4 億 9,549 万 6,631 円の増加であります。

この主な要因は、保健体育費における運動場管理費の増加によるものであります。

翌年度繰越額 8 億 5,214 万 4 千円は、社会教育施設整備事業 1 億 4,866 万 3 千円、多目的スポーツフィールド整備事業 7 億 4,728 万 1 千円であります。

執行率は 62.7%であります。

次に、13、14 ページをご覧ください。

10 款災害復旧費は、不執行であります。

11 款公債費は、支出済額 9 億 3,143 万 8,620 円、前年度との比較は 4,551 万 7,467 円の減少であります。

執行率は 99.7%であります。

12 款予備費は、不執行であります。

以上、歳出合計は、予算現額 147 億 8,886 万 1 千円に対し、支出済額は 129 億 9,873 万 1,462 円で、前年度との比較は 10 億 3,227 万 5,587 円の増加であります。

翌年度繰越額は 13 億 4,326 万 8 千円、不用額は 4 億 4,6

８６万１，５３８円、執行率は８７．８％であります。

なお、この一般会計歳出の不用額でございますが、各節で５０万円以上のものにつきましては、その主な理由を３７ページから４６ページにかけて記載しておりますので、後ほどご参照ください。

次に、１５ページから２０ページにつきましては、令和７年度一般会計歳入歳出決算の各種資料であります。

１５、１６ページは、歳入・歳出款別決算額を円グラフで表したものであります。

１７、１８ページは、歳出決算額を性質別に分類し、前年度と比較したものと、性質別経費を円グラフで表したものであります。

１９、２０ページは、平成２３年度から令和７年度までの国保及び後期高齢などの各特別会計への繰出金と、病院及び水道の企業会計並びに消防・広域連合などの一部事務組合等への負担金について、支出状況をまとめたものですので、後ほどご参照ください。

一般会計決算の概要説明は以上であります。

次に、各特別会計の概要について説明いたします。

２１、２２ページをご覧ください。

この表は、国民健康保険事業特別会計の歳入款別決算額調であります。

１款国民健康保険税は、予算現額２億９，８９１万２千円に対し、調定額は３億８，６１５万２，２８１円、収入済額は３億５３８万４，７３２円、本特別会計収入済額全体の１４．９％を占めております。

前年度との比較は、１，２３２万２，０２６円の減少であります。

不納欠損額は２２２万１，７４８円、前年度との比較は、３７５万６，７１８円の減少であります。

収入未済額は７，８５４万５，８０１円、前年度より３６万４，６２０円の増加であり、収納率は７９．０％であります。

２款県支出金は、収入済額１４億２，８９６万７，５４６円、本特別会計収入済額全体の６９．６％を占めております。

前年度との比較は２，７７３万２，９４９円の減少であります。

この主な要因は、普通交付金の減少によるものであります。

３款財産収入は、基金運用収入５万５千円であります。

４款繰入金は、収入済額２億５，８６７万７，０７７円、前年度との比較は１，５４６万９，６０８円の減少であります。

この主な要因は、財政調整基金繰入金の減少であります。

５款繰越金は、前年度からの繰越金４，６５５万７，９８４円であります。

６款諸収入は、収入済額５０８万２，３０３円、主に、一般被保険者延滞金の収入であります。

前年度との比較は１１９万９７４円の増加であります。

７款国庫支出金は、収入済額９２６万２千円であります。

以上、国民健康保険事業特別会計の歳入合計は、予算現額２１億６，５９０万１千円に対し、調定額２１億３，４７５万４，１９１円、収入済額２０億５，３９８万６，６４２円、不納欠損額２２２万１，７４８円、収入未済額７，８５４万５，８０１円であります。

歳入全体の予算に対する収入割合は９４．８％、調定に対する収入割合は９６．２％であります。

次に、２３、２４ページをご覧ください。

国民健康保険事業特別会計の歳出款別決算額調であります。

１款総務費は、支出済額７，１３４万２，５２３円、前年度との比較は１，１９１万５，７５７円の増加であります。

執行率は９５．１％であります。

２款保険給付費は、支出済額１３億９，１０７万３，８６７円、支出済額全体の６８．５％を占めております。

前年度との比較は９５７万６，７０４円の減少であります。

この主な要因は、療養諸費における一般分療養給付費等の減少によるものであります。

執行率は９１．５％であります。

３款国民健康保険事業費納付金は、支出済額４億６，６８５万１，

9 2 6 円、前年度との比較は 2 , 3 2 8 万 8 , 2 2 4 円の減少であります。

この主な要因は、一般被保険者後期高齢者支援金等分納付金の減少によるものであります。

執行率は 9 9 . 9 %であります。

4 款共同事業拠出金は、不執行であります。

5 款保健事業費は、支出済額 2 , 1 7 1 万 2 , 9 7 5 円、前年度との比較は 9 8 万 4 , 2 8 8 円の減少であります。

この主な要因は、特定健康診査等事業費の減少によるものであります。

執行率は 9 4 . 4 %であります。

6 款基金積立金は、支出済額 4 , 8 1 0 万 5 千円、国保財政調整基金への積立金であります。

前年度との比較は 5 2 0 万 1 千円の減少であります。

7 款公債費につきましては、不執行であります。

次に、2 5、2 6 ページをご覧ください。

8 款諸支出金は、支出済額 3 , 2 9 3 万 3 , 0 5 2 円、前年度との比較は、3 0 8 万 7 , 3 4 7 円の増加であります。

この主な要因は、一般会計繰出金の増加によるものであります。

執行率は 9 9 . 8 %であります。

以上、国民健康保険事業特別会計の歳出合計は予算現額 2 1 億 6 , 5 9 0 万 1 千円に対しまして、支出済額は 2 0 億 3 , 2 0 1 万 9 , 3 4 3 円、前年度との比較は 2 , 4 0 4 万 7 , 1 1 2 円の減少であります。

不用額は 1 億 3 , 3 8 8 万 1 , 6 5 7 円、執行率は 9 3 . 8 %であります。

なお、歳入歳出各節 5 0 万円以上の比較増減及び不用額の理由につきましては、4 7 ページから 5 0 ページにかけて記載しておりますので、後ほどご参照ください。

次に、後期高齢者医療事業特別会計の決算概要について、説明い

たします。

27、28ページをご覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計の歳入款別決算額調でございます。

1款後期高齢者医療保険料は、予算現額2億6,076万3千円に対し、調定額は2億6,752万6,522円、収入済額は2億6,252万2,234円、本特別会計収入済額全体の33.9%を占めております。

前年度との比較は1,186万1,987円の増加であります。

この主な要因は、特別徴収保険料の増加によるものであります。

不納欠損額は47万2,545円、収入未済額は453万1,743円であり、収納率は98.1%であります。

2款繰入金の収入済額は4億6,024万8,618円、前年度との比較は423万3,457円の増加であります。

この主な要因は、事務費繰入金の増加によるものであります。

3款繰越金の収入済額は962万9,654円で、前年度からの繰越金であります。

4款諸収入の収入済額は3,617万6,664円、前年度との比較は1,062万375円の増加であります。

この主な要因は、雑入における前年度精算金の増加によるものであります。

5款国庫支出金の収入済額は512万6千円で、子ども・子育て支援事業費補助金であります。

以上、後期高齢者医療事業特別会計の歳入合計は、予算現額7億7,034万円に対し、調定額は、7億7,870万7,458円、収入済額は、7億7,370万3,170円、不納欠損額47万2,545円、収入未済額453万1,743円であります。

歳入全体の予算に対する収入割合は100.4%、調定に対する収入割合は99.3%であります。

次に、29、30ページをご覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計の歳出款別決算額調であります。

1 款総務費の支出済額は 1, 3 2 1 万 7, 7 4 0 円、前年度との比較は 3 7 8 万 7, 4 8 2 円の増額で、執行率は 8 2. 9 %であります。

2 款広域連合負担金の支出済額は 7 億 1, 3 2 0 万 4, 2 3 2 円、支出総額の 9 3. 6 %を占めております。

前年度との比較は 1, 8 5 7 万 9, 3 0 1 円の増加で、この主な要因は、保険料等負担金の増加によるものであります。

執行率は 9 9. 2 %であります。

3 款諸支出金の支出済額は 3, 5 6 2 万 7, 3 1 9 円、前年度との比較は 1, 1 0 2 万 8 2 円の増加で、この主な要因は、一般会計繰出金の増加であります。

執行率は 9 8. 7 %であります。

以上、後期高齢者医療事業特別会計の歳出合計は、予算現額 7 億 7, 0 3 4 万円に対しまして、支出済額 7 億 6, 2 0 4 万 9, 2 9 1 円、不用額 8 2 9 万 7 0 9 円、執行率は 9 8. 9 %であります。

なお、歳入歳出各節 5 0 万円以上の比較増減及び不用額の理由につきましては、5 1、5 2 ページに記載しておりますので、後ほどご参照ください。

以上、令和 7 年度尾鷲市一般会計及び 2 つの特別会計の歳入歳出決算の概要について説明いたしました。

また、監査委員の審査意見書並びに主要施策の成果及び実績報告書も後ほどご参照ください。

なお、内容の詳細につきましては、行政常任委員会におきまして説明いたしますので、何卒、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

**【降壇】**

## 【登壇】

### （病院事務長）

それでは、議案第５４号「令和７年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」につきまして説明いたします。

先ず、決算の説明の前に、令和７年度の病院稼働状況について、説明申し上げます。

令和７年度尾鷲市病院事業会計決算書の１９ページの１．業務量をご覧ください。

稼働状況でございますが、令和７年度の入院の延患者数は、一般病床が２万７，８８０人、療養病床が１万４，５０６人、合計、４万２，３８６人で、前年度と比較して１，８０３人増加しております。

病床利用率は、一般病棟の病床数１４３床に対して５３．４％、地域包括ケア病棟の療養病床数５６床に対して７１％、全体の病床利用率は５８．４％となっております。

外来の延患者数は、８万４，００５人で、前年度と比較して９２８人減少しております。

次に、２０、２１ページをご覧ください。

科別患者取扱状況は、前年度対比で見ますと、入院では、内科が１，９４９人、整形外科が２３１人、眼科が１２７人増加しておりますが、外科が１６６人、産婦人科が２６１人、耳鼻咽喉科が４０人、泌尿器科が３７人減少しております。

また、外来では、脳神経外科が１５５人、整形外科が２４７人、産婦人科が３６人、眼科が５４２人、精神科が２６人、皮膚科が６９３人、通所リハビリテーションが１５０人増加しておりますが、内科が１，６０７人、脳神経内科が１１人、外科が３３２人、小児科が３８人、耳鼻咽喉科が１４人、泌尿器科が６６０人、放射線科が１１５人減少しております。

それでは、令和７年度尾鷲市病院事業会計決算の主な内容について、説明いたします。

1、2 ページをご覧ください。

(1) 収益的収入及び支出の収入では、第1款、病院事業収益の予算額37億9,515万4千円に対し、決算額は、37億9,703万8,249円で、予算額に比べ188万4,249円の増であります。

次に、支出では、第1款、病院事業費用の予算額、44億7,370万円に対し、決算額は、43億7,227万3,551円で、不用額は1億142万6,449円であります。

次に、3、4 ページをご覧ください。

(2) 資本的収入及び支出の収入では、第1款、資本的収入の予算額4億4,208万3千円に対し、決算額は、4億4,358万1千円で、予算額に比べ149万8千円の増であります。

次に、支出では、第1款、資本的支出の予算額6億2,347万4千円に対し、決算額は、6億1,307万2,633円で、不用額は1,040万1,367円であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額、1億6,949万1,633円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額24万6,928円及び過年度分損益勘定留保資金1億6,924万4,705円で補てんいたしました。

次に、5、6 ページの損益計算書をご覧ください。

1 医業収益は、30億987万4,027円、2 医業費用は、42億1,011万9,457円で、医業損失は、12億24万5,430円であります。

3 医業外収益は、7億7,652万4千円、4 医業外費用は、1億5,319万6,608円で、医業外収支は、6億2,332万7,392円であります。

この額から医業損失を差し引いた5億7,691万8,038円が経常損失であります。

5 特別利益は、30万1,900円、6 特別損失は、2,000円で、経常損失からこの収支差を差し引いた当年度純損失は、5億

7, 661万8, 138円であります。

これに、前年度繰越欠損金17億8, 294万5, 671円を加えた当年度未処理欠損金は、23億5, 956万3, 809円となり、この額を翌年度に繰り越しするものであります。

次に、7、8ページの剰余金計算書をご覧ください。

資本金の当年度末残高は、前年度末残高と同額の2億85万6, 095円であります。

資本剰余金の受贈財産評価額、寄附金及び国県補助金、その他資本剰余金の当年度末残高は、前年度末残高と同額で、資本剰余金合計の当年度末残高は、28億6, 236万245円であります。

次に、利益剰余金は、当年度純利益マイナス5億7, 661万8, 138円により、当年度末残高は、マイナス23億5, 956万3, 809円であります。

次に、下段の欠損金処理計算書をご覧ください。

いずれも、当年度処分額はありませので、資本金の処分後残高は、2億85万6, 095円、資本剰余金の処分後残高は、28億6, 236万245円、未処理欠損金の処分後残高は、マイナス23億5, 956万3, 809円であります。

次に、9ページから11ページまでの貸借対照表について、説明いたします。

先ず、9ページ、資産の部をご覧ください。

1 固定資産の（1）有形固定資産は、イからへまでのそれぞれの資産額からの減価償却累計額の差し引きと、トの建設仮勘定を合わせた25億624万6, 106円であります。

（2）無形固定資産は、309万9, 200円であります。

（3）投資その他の資産は、650万2, 660円で、これら固定資産合計は、25億1, 584万7, 966円であります。

次に、2 流動資産は、（1）現金預金、（2）未収金、（3）貯蔵品を合わせた流動資産合計、5億7, 675万8, 264円であります。

固定資産、流動資産を合わせた資産合計は、３０億９，２６０万６，２３０円であります。

次に、１０ページ、負債の部をご覧ください。

３固定負債の（１）企業債は、令和９年度以降償還予定の企業債５億１，３７５万９，５９７円であります。

（２）引当金は、退職給付引当金として本年度までに計上した９億９，２９１万９，５４２円で、固定負債合計は、１５億６６７万９，１３９円であります。

４流動負債の（１）一時借入金はありません。

（２）企業債は、令和８年度償還予定の３億６，４０２万２，３８４円であります。

（３）未払金は、１億８，３７５万６，１５０円であります。

（４）引当金は、イ賞与引当金、ロ法定福利費引当金で、引当金合計は、１億６，０４１万３，１０６円であります。

（５）その他流動負債は、１，０９８万２，８７３円で、流動負債合計は、７億２，４８０万６，５１３円であります。

５繰延収益は、長期前受金と収益化累計額を差し引きした繰延収益合計が、１億５，７４６万８，０４７円で、固定負債、流動負債、繰延収益を合わせた負債合計は、２３億８，８９５万３，６９９円であります。

次に、１１ページ、資本の部をご覧ください。

６資本金は、２億８５万６，０９５円であります。

７剰余金の（１）資本剰余金は、イ受贈財産評価額、ロ寄附金、ハ国県補助金、ニその他資本剰余金を合計した２８億６，２３６万２４５円であります。

（２）欠損金は、イ当年度未処理欠損金と同額の２３億５，９５６万３，８０９円となり、これを資本剰余金合計から差し引いた５億２７９万６，４３６円が剰余金合計であります。

資本金と剰余金を合わせた資本合計は、７億３６５万２，５３１円、負債の部と合わせた負債資本合計は、３０億９，２６０万６，

230円で、9ページの資産合計額と同額であります。

次に、12、13ページには、会計処理の基準及び手続きを注記として記載しております。

以上、議案第54号「令和7年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」の説明とさせていただきます。

なお、決算書の14ページ以降に、決算附属書類を添付しておりますので、ご参照のうえ、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**【降壇】**

## 【登壇】

### （水道部長）

議案第５５号「令和７年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」につきまして説明申し上げます。

先ず、議案の説明に入る前に、令和７年度の水道事業の概況について、説明いたします。

「令和７年度尾鷲市水道事業会計決算書」の１３ページをご覧ください。

令和７年度の給水戸数は８，５２７戸で前年度に比べて１６４戸の減であり、普及率は９９．９％であります。

年間総給水量は３４１万２，１６０立方メートル、前年度と比較すると給水量で４万１９立方メートルの減、有収水量で９万２，１７８立方メートルの減となっております。

有収率は減少しており、その主な要因は老朽給水管からの漏水によるものであると考えられます。

毎日の給水量の状況確認により、給水過多の地域が見受けられる場合には、職員による漏水調査を実施し、また毎年計画的に実施している管路診断業務委託により漏水箇所を発見し、漏水修繕を実施することにより漏水量を減少させるよう努めております。

「建設改良と維持管理」につきましては、上水道において尾鷲港新田線配水管布設工事に伴う設計業務委託、矢ノ浜浄水場設備取替工事（蓄電設備）を実施いたしました。

簡易水道においては、賀田、名柄、曾根地内の配水管布設替工事、三木浦第２浄水場設備取替工事（電気設備）を実施いたしました。

次に、経理状況であります。収益的収支では、「事業収益」５億５，１３６万６，１５９円に対し「事業費用」５億６，９６７万３，０３５円で、差し引き１，８３０万６，８７６円の純損失を計上することとなりました。

以上、概略説明を申し上げ、議案の説明をさせていただきます。

１ページをご覧ください。

(1) 収益的収入及び支出につきましては、収入の第1款「水道事業収益」予算額5億7,921万5千円に対し、決算額は5億9,789万848円で、予算額を1,867万5,848円上回っております。

次に、支出の第1款「水道事業費用」予算額6億3,018万7千円に対し、決算額は6億1,015万961円で、2,003万6,039円の不用額が生じております。

続きまして、3ページの(2)資本的収入及び支出につきましては、収入の第1款「資本的収入」予算額1億4,471万5千円に対し、決算額は1億4,554万300円で、予算額を82万5,300円上回っております。

次に、支出の第1款「資本的支出」予算額3億2,389万8千円に対し、決算額は3億1,925万9,261円であり、不用額は463万8,739円となりました。

資本的収支において、収入額が支出額に対して不足する額、1億7,371万8,961円は、下段に記述してありますように当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額600万2,371円、当年度分損益勘定留保資金1億6,771万6,590円で補填いたしました。

次に、5ページの損益計算書をご覧ください。

1.「営業収益」4億6,752万2,467円から2.「営業費用」4億3,168万2,441円を差し引いた、3,584万26円が営業利益で、これに3.「営業外収益」8,371万2,538円を加え、4.「営業外費用」2,485万7,720円を減額しますと、経常利益は9,469万4,844円となります。

この経常利益に5.「特別利益」13万1,154円を加え、矢ノ浜浄水場敷地(通称 樋ノ口用地)売却に伴い発生した固定資産売却損を主な要因とする6.「特別損失」1億1,313万2,874円を減額した、1,830万6,876円が、当年度純損失となります。

これに前年度繰越利益剰余金１億４，２０７万９，８８８円を加えた１億２，３７７万３，０１２円が、当年度未処分利益剰余金となります。

次に、６ページの剰余金計算書をご覧ください。

「資本金」当年度末残高は２３億２，００８万９，５３０円となっております。

「剰余金」のうち、「資本剰余金」につきましては、前年度末残高と同額の４，６８２万３８８円となります。

「利益剰余金」のうち、「減債積立金」につきましては７，０００万円積み立てた１億８，９５２万５，３４４円が当年度末残高となります。

「建設改良積立金」は前年度末残高と同額となります。

「未処分利益剰余金」の当年度末残高は、先ほどの損益計算書で説明いたしました当年度未処分利益剰余金１億２，３７７万３，０１２円で、「利益剰余金合計」は、３億８，９７３万４，３１２円となります。

次に、７ページの尾鷲市水道事業会計剰余金処分計算書（案）につきましては、利益の処分について本議案において一括してご審議をお願いするものであり、当年度未処分利益剰余金１億２，３７７万３，０１２円については、減債積立金への積み立て及び資本金への組み入れは行わず、全額を翌年度へ繰越するものであります。

次に、８ページから１０ページまでの貸借対照表について、説明いたします。

まず、８ページの資産の部であります。１．「固定資産」は（１）「有形固定資産」から（３）「投資その他の資産」までの合計で４１億６１８万３，８４９円であります。

２．「流動資産」は、（１）「現金預金」から（４）「その他流動資産」までの合計で、６億９，８７６万９，０６４円で、「資産合計」は４８億４９５万２，９１３円となります。

次に、９ページの負債の部であります。３．「固定負債」は（１）

企業債と（２）引当金の合計で、１４億４，１４４万２４１円となります。

４．「流動負債」は（１）企業債から（４）その他流動負債までの合計２億９，０５１万２，１２３円となり、５．「繰延収益」３億１，６３５万６，３１９円を合わせた「負債合計」は２０億４，８３０万８，６８３円となります。

次に、１０ページの資本の部がありますが、６．「資本金」は、２３億２，００８万９，５３０円となり、７．「剰余金」は、（１）資本剰余金と（２）利益剰余金の合計４億３，６５５万４，７００円で、合わせた「資本合計」は２７億５，６６４万４，２３０円となります。

負債資本の合計は、４８億４９５万２，９１３円となり、８ページ下段「資産合計」の額と一致しております。

次の、１１ページ、１２ページは、会計処理の基準及び手続きを注記として明示しております。

以上で議案５５号「令和７年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」の説明といたします。

なお、決算書の１３ページから３０ページまで決算付属書類を添付しておりますので、ご参照のうえ、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**【降壇】**

#### 【登壇】

それでは、人事案件について説明いたします。

議案書の２６ページをご覧ください。

議案第５６号「尾鷲市教育委員会委員の任命について」につきましては、「米倉 すが（よねくら すが）」氏の任期が、本年９月３０日に満了となることから、教育行政に関し理解があり、人格が高潔で、教育及び文化に関し識見を有している「米倉 すが（よねくら すが）」氏を引き続き教育委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

#### 【降壇】

## 【登壇】

それでは、報告案件について説明いたします。

議案書の 28 ページをご覧ください。

報告第 10 号「専決処分事項の承認について（令和 8 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 4 号））」について説明いたします。

本件につきましては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、本年 7 月 24 日に専決処分を行ったため、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

お手元に配布の「令和 8 年度尾鷲市一般会計補正予算書（第 4 号）及び予算説明書」の 1 ページをご覧ください。

今回の補正につきましては、第 1 条第 1 項にありますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 16 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 128 億 7,206 万 6 千円とするものであります。

8 ページ、9 ページをご覧ください。

歳入でございます。

18 款・繰入金、1 項・基金繰入金、1 目・財政調整基金繰入金 16 万円の増額は、今回の補正財源として繰り入れるものであります。

10 ページ、11 ページをご覧ください。

歳出でございます。

2 款・総務費、1 項・総務管理費、1 目・一般管理費 16 万円の増額は、地方自治法第 242 条の 2（住民訴訟）に基づく「違法支出返還請求控訴事件」に係る控訴審対応に要する弁護士費用として報償費 16 万円を増額するものであります。

以上をもちまして、報告第 10 号「専決処分事項の承認について（令和 8 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 4 号））」の説明とさせていただきます。

## 【降壇】

## 【登壇】

それでは、議案書の３０ページをご覧ください。

報告第１１号「令和７年度健全化判断比率及び令和７年度資金不足比率の報告について」につきまして説明いたします。

本件につきましては、本市の令和７年度決算について「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第３条第１項及び第２２条第１項の規定により、監査委員の意見を付けて報告させていただくものであります。

詳細につきましては、３１ページのとおり「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」において、いずれも早期健全化基準を下回っております。

また、公営企業においても、各会計とも資金不足が生じていないことを報告させていただきます。

以上をもちまして、報告第１１号「令和７年度健全化判断比率及び令和７年度資金不足比率の報告について」の説明とさせていただきます。

次に、議案書の３２ページ、報告第１２号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和７年度事業報告及び決算について」につきましては、地方自治法第２４３条の３第２項の規定に基づき報告するものであり、文化・スポーツ振興課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

## 【降壇】

## 【登壇】

### （文化・スポーツ振興課長）

それでは、報告第12号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和7年度事業報告及び決算について」ご報告いたします。

この報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものであります。

「令和7年度事業報告及び決算」の1ページをご覧ください。

尾鷲文化振興会の概要であります。

ここには設立目的や、事業内容、役員構成等が記載されており、これに基づき運営されております。

2ページ、3ページには、令和7年度事業報告として、評議員会及び理事会の開催状況について記載しております。

次に、4ページをご覧ください。

文化会館の管理運営の状況であります。

来館者数につきましては、下段の表のとおり合計17,090人で、尾鷲市制施行70周年を記念した各種事業が行われました前年の令和6年度（22,962人）と比較して5,872人の減となっております。

次に、5ページには催物別利用状況を記載しております。

次に、6ページをご覧ください。

これは、本振興会が主催及び共催した事業であります。

「コンサート、講演会、映画、共催事業として尾鷲節コンクールや尾鷲中学校文化祭、せぎやま倶楽部の発表会」など、計9事業を実施しております。

次に、7ページの貸借対照表をご覧ください。

I資産の部ですが、1流動資産と2固定資産を合計した資産合計は3,682万9,645円で、II負債の部では、負債合計が203万550円となり、資産合計から負債合計を差し引いた額3,479万9,095円が一般正味財産となり、負債及び正味財産合計と資産合計が一致するものであります。

次に、８ページの正味財産増減計算書は、正味財産の年度内の増減を表す計算書類で、（１）経常収益の内訳は、①基本財産運用益が４５，７５１円、これは基本財産受取利息であります。

②事業収益が４３８万９，８３４円で、内訳といたしまして、入場料収益が１７万１，０００円、刊行物等販売収益が７万３，８９４円、これは、自動販売機<sup>うりさばき</sup>売捌手数料であります。

貸館利用料収益は４１４万４，９４０円となっております。

次に、③雑収益が９０円、これは来館者のコピー代等で、④管理受託収益４，９１４万９，０００円は、尾鷲市との委託契約に基づく管理受託収益であります。

以上、経常収益計は５，３５８万４，６７５円となり、前年度と比較しますと１９２万８，１４０円の増額となります。

増額の主な要因としましては、物価高騰などの要因により増額改定された人事院勧告に伴う給与改定に相当する指定管理料の増額です。

次に、（２）経常費用の①事業費をご覧ください。

このうち主な事業経費といたしましては、人件費に係るものとして、４名分の職員雇用賃金１，５４１万８，３６４円、同じく職員４名分の社会保険事業主負担分である福利厚生費２２８万５，１７５円であります。

光熱水費９５３万７，１６５円につきましては会館の電気代、水道代、賃借料１９万５，２９１円につきましては、コピー機、ＦＡＸの使用料等であります。

委託費１，３９４万３，１０２円は、自主事業公演委託料及び会館保守管理業務委託費、手数料２１６万６１１円につきましては、浄化槽保守点検・清掃等に係る手数料であります。

事業費計は４，７７３万１，９３２円となります。

前年度と比較して増額の主な要因としましては、給与改定に伴う人件費の増額でございます。

次に、②管理費をご覧ください。

このうち主なものは、1名分の職員雇用賃金348万3,303円であります。

次のページ、委託費128万8,118円は、会館保守管理業務委託費であります。

①事業費と②管理費を合わせた経常費用計につきましては5,502万9,092円となり、経常収益計から経常費用計を差し引いた額、△144万4,417円が当期経常増減額となります。

この当期経常増減額から法人税、住民税及び事業税29万3,800円を差し引いた、△173万8,217円が当期一般正味財産増減額となり、当期一般正味財産増減額に一般正味財産期首残高3,653万7,312円を加えますと、一般正味財産期末残高は3,479万9,095円となり、7ページの貸借対照表の正味財産合計と同額となります。

次に、10ページから11ページまでは、ただいま説明いたしました正味財産増減計算書の内訳表であります。

公益財団法人に認可されたことにより、平成25年度からは公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計の経理が必要となっております。

公益目的事業会計は、公益目的事業を実施する会計であり、文化振興会が実施する自主事業及び共催事業並びに貸館事業等に係る会計でございます。

公益財団法人事業を毎年度継続していくためには、公益比率が50%を超えることとされており、令和7年度の公益比率は76.3%ですので、公益目的を果たしているものであります。

次に、収益事業等会計は、主に営利を目的とした貸館に係る会計であり、法人会計は文化会館の維持管理をするための文化振興会の運営等に係る会計であります。

次に、12ページには財務諸表に対する注記として、重要な会計方針と基本財産及び特定資産の増減額及びその残高の内訳を記載しております。

基本財産の定期預貯金 2, 0 0 0 万円、普通預金 4 9 3 万 5, 7 1 3 円及び特定資産の普通預金 6 9 9 万 5 4 5 円は、ご覧の金融機関に預貯金されております。

次に、1 3 ページは固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高の内訳であります。

次に、1 4 ページは財産目録ですが、貸借対照表の詳細となります。

資産の部では、流動資産合計 4 8 9 万 3, 2 2 2 円と固定資産合計 3, 1 9 3 万 6, 4 2 3 円を合わせた資産合計は 3, 6 8 2 万 9, 6 4 5 円であります。

Ⅱ 負債の部では、負債合計が 2 0 3 万 5 5 0 円となり、資産合計から負債合計を差し引いた正味財産は 3, 4 7 9 万 9, 0 9 5 円となります。

次に、1 5 ページには、5 月 2 7 日に実施されました監査報告書を添付しております。

以上をもちまして、報告第 1 2 号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和 7 年度事業報告及び決算について」の報告とさせていただきます。

## 【降壇】